2025年４月18日

各　位

会　社　名　株式会社BCJ-92
代表者名　代表取締役　　杉本　勇次

株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 BCJ-92（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年４月 18 日、株式会社ジャムコ（証券コード：7408、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2025年４月21日より開始することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本公開買付けの内容

（１）対象者の名称
株式会社ジャムコ

（２）買付け等を行う株券等の種類
普通株式

（３）買付け等の期間
①届出当初の買付け等の期間
2025年４月21日（月曜日）から2025年５月21日（水曜日）まで（20営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無
法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2025年６月４日（水曜日）までとなります。

（４）買付け等の価格
普通株式１株につき、金1,800円

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,916,980株	5,965,000株	― 株

（６）決済の開始日
2025年５月27日（火曜日）
（注）法第27条の10第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年６月10日（火曜日）となります。

（７）公開買付代理人
みずほ証券株式会社　　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

２．本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、Bain Capital Private Equity, LP が投資助言を行う投資ファンド（以下 Bain

Capital Private Equity, LP、同社が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループを個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを所有されているBCPE Phoenix Cayman, L.P.が出資する株式会社 BCJ-91（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2024年12月10日に設立された株式会社です。本日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておりませんが、ベインキャピタルが投資助言又は業務執行権限を通じて間接的に支配する昭和飛行機工業株式会社（以下「昭和飛行機工業」といいます。）は、2011年４月26日に対象者と良好な協力関係を構築し、相互の経営資源の有効活用を図ることを目的に対象者株式を取得し、本日現在、対象者株式2,003,200株（所有割合（注１）：7.46%）を所有しております。

（注１）「所有割合」とは、対象者が2025年２月７日に公表した「2025年３月期第３四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数（26,863,974株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（7,944株）を控除した株式数（26,856,030株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じです。）をいいます。

ベインキャピタルは、全世界で約1,850億米ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、約70名の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有する専門家を中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社レッドバロンプロパティーズ、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング、株式会社Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡ、株式会社システム情報（現株式会社SI&C)、株式会社IDAJ、株式会社エビデント（旧オリンパスの科学事業を承継)、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル)、株式会社Linc’well、日本セーフティー株式会社、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現ＳＴＯＲＥＳ株式会社)、昭和飛行機工業、チーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社)、株式会社Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社）等、37社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来約400社、追加投資を含めると約1,450社以上に対して投資実績を有しております。

公開買付者の2025年１月14日付「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「2025年１月14日付公開買付者プレスリリース」といいます。）において公表しておりましたとおり、公開買付者は、公開買付者が2025年１月14日付で対象者との間で締結した公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）に基づき、国内外の競争法令等（日本、オーストリア、ドイツ、オランダ及び米国）及び日本における外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。）に基づき必要な許認可等の取得（以下「本クリアランス」といいます。）が完了していること等の前提条件（注２）（かかる条件を、以下「本公開買付前提条件」といいます。）が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに本公開買付けを開始することを予定しておりました。

（注２）「本公開買付前提条件」は、本公開買付契約において概要以下のとおり規定されております。

① 対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回又は変更されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと

② 対象者取締役会が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと

③ 本公開買付契約に定める対象者による表明及び保証（注３）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること

④ 本公開買付契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務（注３）が重要な点において全て履行又は遵守されていること

⑤　（i）対象者の筆頭株主（2024 年９月 30 日現在）である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）と公開買付者との間の公開買付応募等契約（以下「本応募等契約」といいます。）、（ii）対象者の第２位株主（2024 年９月 30 日現在）である ANA ホールディングス株式会社（以下「ANA ホールディングス」といいます。）と公開買付者との間の公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（ANA ホールディングス）」といいます。）及び（iii）対象者の第３位株主（2024 年９月 30 日現在）であり、ベインキャピタルが投資助言又は業務執行権限を通じて間接的に支配する昭和飛行機工業（伊藤忠商事、ANA ホールディングス及び昭和飛行機工業を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）と公開買付者との間の公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（昭和飛行機工業）」といい、本不応募契約（ANA ホールディングス）及び本不応募契約（昭和飛行機工業）を総称して「本不応募契約」といいます。）が 2025 年１月 14 日付で適法かつ有効に締結され、かつ変更されずに存続していること。但し、これらの契約が合意解除される場合を除きます。

⑥　対象者から、法第 166 条第２項に定める業務等に関する重要事実（但し、同条第４項に従い公表されているものを除きます。）が存在しないこと及び法第 167 条第２項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（但し、本公開買付け及び同条第４項に従い公表されているものを除きます。）を認識していないことの確認が得られていること

⑦　本取引（以下に定義します。以下同じです。）のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと

⑧　本クリアランスが完了していること

⑨　公開買付者が対象者に対して通知した対象者の取引先から、公開買付者が合理的に満足する内容により、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意が得られていること

⑩　金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に規定される事由がいずれも生じていないこと。なお、令第 14 条第１項第１号ネに規定される「イからツまでに掲げる事実に準ずる事項」については、(x)（a）対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び（b）対象者の業務執行を決定する機関が、具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことについての決定をした場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、並びに（y）対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第 14 条第１項第３号ヌに規定される「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」については、（i）対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、及び（ii）対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

⑪　2025 年１月 14 日以降、対象者及びその子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー若しくはこれらの見通し又は本取引の実行に対して重大な悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある事由若しくは事象、又は国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境及び経済環境に重大な変化（但し、かかる変化が、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を維持することができない程度に対象者の企業価値又は株式価値の棄損が生じるものに限り、（i）本取引の公表に伴う対象者株式の市場価格の変動、（ii）国内外の政治情勢、経済情勢、金融市場又は証券市場の変化に起因する影響（国際的な外交上の関係悪化、テロ行為、政局不安その他国内外の政

治的危機によって引き起こされるものを含みます。）、（iii）戦闘行為、戦争、天災又は人災の発生又は拡大に起因する影響、（iv）対象者の事業が属する業界全般に生じた情勢の変動に起因する影響、（v）新型コロナウイルス感染症その他の感染症の流行、流行の継続又は流行の拡大に起因する影響、及び（vi）法令等、会計基準又はそれらの解釈の変更に起因する影響を除きます。）が生じておらず、かつその具体的なおそれが生じていないこと

（注３）本公開買付契約に基づく対象者による表明及び保証・対象者が履行又は遵守すべき義務の内容については、本公開買付けに係る公開買付届出書をご参照ください。

その後、ベインキャピタルは、ドイツについては 2025 年２月６日付で、オランダについては 2025 年２月７日付で、オーストリアについては 2025 年２月 12 日付で、日本については 2025 年２月 12 日の経過をもって、米国については 2025 年２月 13 日の経過をもって、それぞれ競争法に基づく必要な手続及び対応を完了しました。

一方で、公開買付者は、2025 年２月 21 日付プレスリリース「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」、2025 年３月 13 日付プレスリリース「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」及び 2025 年３月 31 日付プレスリリース「株式会社ジャムコ（証券コード：7408）の株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」（以下「2025 年３月 31 日付公開買付者進捗状況プレスリリース」といいます。）において、本公開買付前提条件のうち、（ⅰ）外国為替及び外国貿易法に基づき必要な許認可等の取得が完了していることについては、（a）公開買付者は、2025 年１月 15 日付で、同法第 27 条第１項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日に受理されたこと、（b）当該届出の受理後、2025 年１月 31 日に、対象者の事業を所管する経済産業省から、法定の 30 日の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡を受けたこと、（c）そのため、公開買付者は、2025 年２月 12 日付で上記届出を取り下げたこと、（d）当該許認可等の取得に向け、鋭意取り組んでいるが、対象者の事業を所管する経済産業省から未だ再度の届出の指示を受けておらず、当該許認可等は取得できていないこと、（ⅱ）公開買付者が対象者に対して通知した対象者の取引先から、公開買付者が合理的に満足する内容により、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意が得られていることについては、（a）１社を除いて当該承諾又は同意が得られたこと、（b）対象者は残り１社からの承諾又は同意の取得に向けた調整を公開買付者とともに鋭意進めており、具体的には、本公開買付け公表後の 2025 年１月 15 日、当該取引先より本公開買付けに関する質問を受領し、2025 年１月 16 日に回答を送付し、その後、2025 年２月 26 日、本公開買付け開始にあたり合意が必要となる契約書の草案を受領し、当該契約書の内容について協議を継続しているものの、未だ当該承諾又は同意は得られていないこと、（iii）それら以外の本公開買付前提条件はいずれも充足されている（本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである）と判断しており、2025 年４月中旬を目途に、本公開買付けを開始することを目指していることを公表しておりました。

本日現在、公開買付者は、（ⅰ）外国為替及び外国貿易法に基づく必要な手続及び対応については、再度の届出は行っておりませんが、2025 年３月 31 日付公開買付者進捗状況プレスリリースの公表以降も、経済産業省との間の協議は進展しており、当該協議が整い次第、速やかに再度の届出を行う予定です。再度の届出が受理された後は、法定の待機期間中に、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスを取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。そのため、本日現在、本公開買付前提条件⑧のうち、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了という条件については充足していないものの、2025 年４月 21 日に本公開買付けを開始したとしても、公開買付期間満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスが完了する目途はついたと判断しております。そのため、ベインキャピタルは、本公開買付前提条件⑧のうち、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了という条件については、本公開買付前提条件としては放棄することといたしました。

また、（ⅱ）公開買付者が対象者に対して通知した対象者の取引先から、公開買付者が合理的に満足する内容により、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意が得られていることについては、残り１社からの承諾又は同意の取得に関する協議中ではありますが、2025 年３月 31 日付公開買付者進捗状況プレスリリースの公表以降、当該協議は大きく進展しております。ベインキャピタルとしては、このように当該残り１社との協議が大きく進展していることを踏まえると、本日現在、本公開買付前提条件⑨のうち、当該残り１社からの、本取引及びその結果としての公開買付者による対象

者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意の取得という条件については充足していないものの、2025 年４月 21 日に本公開買付けを開始したとしても、公開買付期間満了の日の前日までに、当該承諾又は同意を取得できる目途はついたと判断しております。そのため、ベインキャピタルは、本公開買付前提条件⑨のうち、当該残り１社からの、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意の取得という条件については、本公開買付前提条件としては放棄することといたしました。

さらに、ベインキャピタルは、2025 年４月 18 日までに、以下の方法により本公開買付前提条件（外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了、並びに、公開買付者が対象者に対して通知した対象者の取引先のうち残り１社から、公開買付者が合理的に満足する内容により、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意が得られていることを除きます。）がいずれも充足されている（本応募等契約及び本不応募契約が変更されずに存続していることを含め、本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである）ことを確認したことから、同日、対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株式の全て（但し、不応募合意株式（以下に定義します。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための本公開買付けを 2025 年４月 21 日より開始することを決定いたしました。なお、公開買付価格を含め、2025 年１月 14 日付公開買付者プレスリリースで公表した主要な買付条件に変更はありません。

① 公開買付者は、対象者より、2025 年４月 18 日、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、2025 年１月 14 日時点の対象者の意見に変更はなく、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を改めて決議した旨の報告を受け、本公開買付前提条件①の充足を確認いたしました。

② 公開買付者は、対象者より、2025 年４月 18 日、本特別委員会から、本特別委員会が 2025 年１月 10 日付で対象者取締役会に対して行った答申内容を変更する必要はないものと考える旨の 2025 年４月 18 日付の答申書を 2025 年４月 18 日に取得した旨の連絡を受け、本公開買付前提条件②の充足を確認いたしました。

③ 公開買付者は、対象者より、2025 年４月 18 日、本公開買付契約に定める対象者による表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確である旨の報告を受け、かつ、公開買付者としても、本公開買付契約に定める対象者による表明及び保証の違反は認識していないことから、本公開買付前提条件③の充足を確認いたしました。

④ 公開買付者は、対象者より、2025 年４月 18 日、本公開買付契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されている旨の報告を受け、かつ、公開買付者としても、本公開買付契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務の違反は認識していないことから、本公開買付前提条件④の充足を確認いたしました。

⑤ 本応募等契約、本不応募契約（ANA ホールディングス）、本不応募契約（昭和飛行機工業）」は 2025 年４月 18 日時点においては変更されずに存続しており、本公開買付前提条件⑤の充足を確認いたしました。

⑥ 公開買付者は、対象者より、2025 年４月 18 日、法第 166 条第２項に定める業務等に関する重要事実（但し、同条第４項に従い公表されているものを除きます。）が存在しないこと及び法第 167 条第２項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（但し、本公開買付け及び同条第４項に従い公表されているものを除きます。）を認識していない旨の報告を受け、本公開買付前提条件⑥の充足を確認いたしました。

⑦ 公開買付者は、対象者より、2025 年４月 18 日、本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもない旨の報告を受け、かつ、公開買付者としても、本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等は認識していないことから、本公開買付前提条件⑦の充足を確認いたしました。

⑧ 公開買付者は、上記のとおり、外国為替及び外国貿易法以外に係る本クリアランスは完了させており、外国為替及び外国貿易法に係る本クリアランスの完了という条件については、本公開買付前提条件⑧としては放棄することといたしました。

⑨ 上記のとおり、残り１社を除き、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意の取得は完了しており、公開買付者は、当該残り１社からの、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とさ

れる承諾又は同意の取得という条件については、本公開買付前提条件⑨としては放棄することといたしました。

⑩　公開買付者は、対象者より、2025 年４月 18 日、令第 14 条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に規定される事由がいずれも生じていない旨の報告を受け、本公開買付前提条件⑩の充足を確認いたしました。

⑪　公開買付者は、対象者より、2025 年４月 18 日、2025 年１月 14 日以降、対象者及びその子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー若しくはこれらの見通し又は本取引の実行に対して重大な悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある事由若しくは事象、又は国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境及び経済環境に重大な変化（但し、かかる変化が、本公開買付価格を維持することができない程度に対象者の企業価値又は株式価値の棄損が生じるものに限り、（ⅰ）本取引の公表に伴う対象者株式の市場価格の変動、（ⅱ）国内外の政治情勢、経済情勢、金融市場又は証券市場の変化に起因する影響（国際的な外交上の関係悪化、テロ行為、政局不安その他国内外の政治的危機によって引き起こされるものを含みます。）、（ⅲ）戦闘行為、戦争、天災又は人災の発生又は拡大に起因する影響、（ⅳ）対象者の事業が属する業界全般に生じた情勢の変動に起因する影響、（ⅴ）新型コロナウイルス感染症その他の感染症の流行、流行の継続又は流行の拡大に起因する影響、及び（ⅵ）法令等、会計基準又はそれらの解釈の変更に起因する影響を除きます。）が生じておらず、かつその具体的なおそれが生じていない旨の報告を受け、本公開買付前提条件⑪の充足を確認いたしました。

公開買付者は、本公開買付け実施にあたり、2025 年１月 14 日付で、伊藤忠商事との間で本応募等契約を締結し、本公開買付けが開始された場合、伊藤忠商事が所有する対象者株式8,956,500 株（所有割合：33.35%）のうち 4,393,850 株（所有割合：16.36%、以下「応募合意株式」といいます。）について本公開買付けへ応募し、残りの 4,562,650 株（所有割合：16.99%、以下「伊藤忠不応募合意株式」といいます。）については本公開買付けへ応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、2025 年１月 14 日付で、ANA ホールディングス（所有株式：5,373,200 株、所有割合：20.01%）との間で本不応募契約（ANA ホールディングス）を、昭和飛行機工業（所有株式：2,003,200 株、所有割合：7.46%）との間で本不応募契約（昭和飛行機工業）をそれぞれ締結し、ANA ホールディングス及び昭和飛行機工業が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：7,376,400 株、所有割合：27.47%。これに伊藤忠不応募合意株式 4,562,650 株（所有割合：16.99%）を合わせた 11,939,050 株（所有割合：44.46%）を、以下「不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けへ応募しない旨を合意しております。

さらに、本応募等契約及び本不応募契約では、本不応募合意株主が、本臨時株主総会（下記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）において、その時点で所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合（下記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）に関する議案に賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する予定の本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて不応募合意株式の全てを売却する旨等が合意されております（注４）。

（注４）本自己株式取得は、本自己株式取得価格（以下に定義します。以下同じです。）を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮に本不応募合意株主が不応募合意株式について本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額に設定することにより、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図するものです。

さらに、公開買付者は、ジャムコ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）から、2025 年１月 21 日に開催された臨時理事会において、本公開買付けが開始された場合には、本持株会が所有する対象者株式372,700 株（2025 年２月 28 日現在。従業員持株会としての性質上、応募までに変動する可能性があります。所有割合：1.39%）の全てについて本公開買付けに応募する予定である旨の理事会決議を行った旨の連絡を 2025 年１月 30 日に受けました。なお、公開買付者は、本持株会との間で本公開買付けに関して応募契約は締結しておりません。なお、応募合意株式と本持株会が所有する対象者株式の合計数は、4,766,550 株（所有割合：17.75%）です。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を5,965,000 株（所有割合：22.21%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の

下限（5,965,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式（但し、不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（5,965,000 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（5,965,000 株）については、本基準株式数（26,856,030 株）に係る議決権の数（268,560 個）に３分の２を乗じた数（179,040 個）から、不応募合意株式数（11,939,050 株）に係る議決権の数（119,390 個）を控除した数（59,650 個）に、対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（5,965,000 株）としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式（但し、不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、下記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合の実施を想定しているため、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 309 条第２項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び本不応募合意株主が対象者の総株主の議決権の３分の２以上を所有することとなるようにするためです。

また、公開買付者は、本公開買付けに要する資金を、公開買付者親会社からの出資（以下「本出資」といいます。）により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本決済開始日の２営業日前までに本出資を受けることを予定しております。なお、本出資により調達する金額は、本基準株式数（26,856,030 株）から不応募合意株式数（11,939,050 株）を控除した株式数（14,916,980 株）に本公開買付価格（1,800 円）を乗じた金額（26,850,564,000 円）を上回る金額を予定しております。

さらに、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が不応募合意株式を取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の６第１項、令第４条の３）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、本株式併合前の対象者株式１株当たり、伊藤忠商事については 1,536 円、ANA ホールディングスについては 1,540 円、昭和飛行機工業については 1,499 円を予定しております。これは、本不応募合意株主にみなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等となる金額をそれぞれ設定したものです。本自己株式取得は、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させるため、ベインキャピタルから、2024 年 11 月 21 日に ANA ホールディングスに対して、2024 年 12 月５日に昭和飛行機工業に、2024 年 12 月 25 日に伊藤忠商事に対してそれぞれ提案したものです。また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者において本自己株式取得を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保するため、（ⅰ）対象者による公開買付者を引受人とする第三者割当増資及び（ⅱ）会社法第 447 条第１項及び第 448 条第１項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の減少による減資（注５）（以下「本減資等」といいます。）を予定しております。

（注５）本減資等においては、対象者の資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替える予定です。

なお、伊藤忠商事、ANA ホールディングス及び昭和飛行機工業のいずれも、本自己株式取得の完了後に公開買付者親会社や公開買付者に対して出資を行うことは予定しておりません。

３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「２．本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（但し、不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び本不応募合意株主が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が１株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。但し、本公開買付け後において、本不応募合意株主のいずれかが所有する対象者株式数以上の対象者株式を所有する株主（公開買付者を除きます。）が存在し又は生ずることが見込まれる場合、公開買付者は、本不応募合意株主と協議の上、本公開買付けに係る公開買付届出書「第１　公開買付要項　３　買付け等の目的」中「（１）本公開買付けの概要」の「Ⅲ. 本スクイーズアウト手続後」に記載した資本関係を実現すべく、必要な措置を講じる予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の４及び第 182 条の５その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち１株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は１株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、本不応募合意株主及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、対象者によれば、本臨時株主総会が 2025 年６月 30 日までに開催されることが見込まれる場合には、2025 年３月期に係る対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において権利を行使することのできる株主を、本スクイーズアウト手続完了後の株主（公開買付者及び本不応募合意株主を意味します。）とするため、本臨時株主総会において、定時株主総会を毎年６月に招集する旨の定めを削除するとともに、本スクイーズアウト手続が完了していることを条件として、定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行う予定とのことです。そのため、対象者の 2025 年３月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、

対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いします。

４．上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者が、本公開買付けの成立後に、上記「３．本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続を実施した場合には、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

その他、本公開買付けの詳細は本公開買付けに関して公開買付者が 2025 年４月 21 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以　上

【勧誘規制】
このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】
本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】
このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27Ａ条及び米国 1934 年証券取引所法第 21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】
国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。